

平成 25 年 11 月 27 日
西日本高速道路株式会社

不正通行者の逮捕について NEXCO 西日本は不正通行には毅然と対処します

NEXCO 西日本は、軽自動車が通行料金を支払うことなく ETC レーンでの突破を繰り返している事実を監視カメラにより把握し、調査を進めてきました。調査の結果を基に岡山県警察に通報し、その後の捜査に協力していましたが、このたび、道路整備特別措置法違反(弊社が定めた通行方法に従わず、本来支払うべき通行料金を免れる不正通行を行っていた)の容疑で、被疑者が平成 25 年 11 月 18 日(月曜)に岡山県警察により逮捕されました。

(以下、岡山県警察報道資料より抜粋)

1. 被疑者

岡山市在住 34 歳男性(職業:会社員)

2. 逮捕日

平成 25 年 11 月 18 日(月)

岡山県警察本部交通部高速道路交通警察隊

3. 罪名

道路整備特別措置法違反(不正通行)

有料道路事業を行っている弊社としましては、不正通行者の逮捕が料金負担の公平性の確保と不正通行の抑止につながるものと考えております。なお、不法に免れた通行料金の割増金(免れた額の 2 倍)を加えた金額(不法に免れた通行料金の 3 倍の金額)を請求します。今後も、有料道路事業に対するお客さまの信頼を損ねることのないよう、不正通行に対して毅然とした態度で臨み、警察の捜査に積極的に協力し、不正通行の根絶に努めてまいります。

参考

道路関係公団の民営化に合わせ、道路整備特別措置法が改正され弊社が定めた通行方法に反する不正通行に刑事罰(30 万円以下の罰金)が科されることとされたことから、弊社ではホームページやポスター等で不正通行を抑止するための啓発活動も行っています。

また、弊社では不正通行を発見した場合に、警察への通報・捜査への協力を積極的に行うなど不正通行は許さないという姿勢で毅然と対応しています。これまでの警察の不正通行逮捕事例及び弊社の不正通行認定事例や不正通行に対する取組みを掲載しておりますのでご覧ください。

(http://corp.w-nexco.co.jp/activity/maint_bus/unfair/)

NEXCO 西日本事業エリアにおける不正通行の事例

平成25年度の不正通行に係る逮捕および認定件数（件）（11/27現在）

事 例	警察により 逮捕	不正通行者 と認定	計
料金所を強行突破	4	8	12
出口IC流出の際に入口ICを虚偽申告	0	9	9
適用される通行料金よりも安い料金で セットアップされた車載器を取付け	1	0	1
計	5	17	22

最近発生した不正通行事例（平成25年9月以降）

日付	事例	内容	当社の対応等
平成25年11月	ETCレーン強行 突破者の逮捕	岡山県警察は平成25年11月18日、山陽自動車道路（山陽料金所）他において通行料金を支払うことなくETCレーンを強行突破した軽自動車の運転者を道路整備特別措置法違反の容疑で逮捕しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求
平成25年9月	不正通行者の認定	名神高速道路（吹田料金所）他において、出口IC流出の際に入口ICを虚偽申告し、本来支払うべき区間の通行料金の一部を免れていた者を不正通行者と認定しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求 大口多頻度割引利用者のため割引停止及び警告処分
平成25年9月	ETCレーン強行 突破者の逮捕	広島県警察は平成25年9月19日、山陽自動車道本郷料金所において、ナンバープレートを隠蔽し通行料金を支払うことなく強行突破した大型貨物自動車の運転者を道路運送法違反及び道路整備特別措置法違反の容疑で逮捕しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求
平成25年9月	不正通行者の認定	第二京阪道路（巨椋池本線料金所）他において通行料金を支払うことなくETCレーンを強行突破した軽自動車の運転手を不正通行者と認定しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求
平成25年9月	不正通行者の認定	名神高速道路（大山崎料金所）他において通行料金を支払うことなくETCレーンを強行突破した軽自動車の運転手を不正通行者と認定しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求

以上